

国立研究開発法人国立環境研究所リスク管理規程

平成28年4月1日

平成28規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）における国立研究開発法人国立環境研究所業務方法書（平成13年4月2日環境大臣認可）第30条に基づく、リスクの管理に関する事項について定める。

(定義)

第2条 この規程において「リスク」とは、次に掲げる研究所の業務の遂行を阻害する要因をいう。

- (1) 法令等の遵守に関するもの
- (2) 研究活動に関するもの
- (3) 情報の収集、整理及び提供並びに情報システムの運用に関するもの
- (4) 財務に関するもの
- (5) 事務手続に関するもの
- (6) 環境管理に関するもの
- (7) 安全管理に関するもの
- (8) その他研究所の業務に関するもの

2 この規程において「リスク管理」とは、リスクの顕在化を防止することを目的とし、研究所の業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして、識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を図ることをいう。

3 この規程において「ユニット長」とは、国立研究開発法人国立環境研究所職務権限規程第17条に定めるユニット長をいう。

4 この規程において「ユニット」とは、ユニット長が業務を統括する部署をいう。

5 この規程において「役職員等」とは、役員、職員、任期付職員、契約職員及びそれ以外の者であって研究所の業務に従事する者をいう。

(リスク管理委員会)

第3条 研究所に、リスク管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の構成、任務等は別途定める。

(リスク管理担当理事)

第4条 研究所にリスク管理担当理事（以下「担当理事」という。）を置くこととし、理事（企画・総務担当）をもって充てる。

2 担当理事は、理事長の指示のもとで、リスク管理に関する事務を総括する。

(リスク管理責任者)

第5条 各ユニットにリスク管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くこととし、ユニット長をもって充てる。

2 管理責任者は、ユニットにおけるリスク管理体制を推進する任に当たる。

(役職員等の責務)

第6条 役職員等は、その職務の遂行に当たり、リスク管理に努めなければならない。

2 役職員等は、リスクが顕在化した場合又はリスクが顕在化するおそれがある場合（以下「リスク顕在時」という）には、管理責任者等に速やかに報告しなければならない。

(リスク管理と内部統制体制)

第7条 リスク管理は内部統制の根幹をなすものであることから、内部統制体制と一体として取り組むものとする。

(リスク顕在時における対応)

第8条 研究所は、研究所全体として取り組むべき重大なリスク顕在時にこれを解決するために必要な措置を定めた対応マニュアルを整備する。

(業務フロー及びリスクの管理)

第9条 各ユニットの管理責任者は、必要に応じ業務範囲に係るフロー図等（以下「業務フロー」という）を作成する。

2 各ユニットの管理責任者は、業務フローの各プロセスのリスクを把握し、そのリスクの背景、発生原因の分析を行うとともに、把握したリスクにより引き起こされる事象や業務への影響等の評価を行い、予防策、事後対策を定めたリスク管理手引きを作成する。

3 各ユニットの管理責任者は、前2項により作成した業務フロー及びリスク管理手引きを当該ユニットに所属する職員等に示し、その周知に努めるものとする。

(保有施設の点検及び必要な修繕等)

第10条 研究所は、保有する施設が安全かつ継続的に使用できるよう、法定点検等を実施し、必要な補修等を実施する。

(事故・災害等の緊急時に関する事項)

第11条 事故・災害等の緊急時に関する対応については、消防計画等に定めるところによる。

附 則 この規程は、平成28年4月1日から施行する